

令和元年度 市民税・県民税のご案内 (平成31年度)

【問合わせ】 税務課 ☎84-0620

令和元年度の市民税・県民税(以下、個人住民税)は、平成31年の1月1日時点で住所のある市区町村で、平成30年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に対して課税されます。平成31年1月1日以降に半田市から他の市区町村へ転出された場合でも、平成31年度の個人住民税は半田市に納付していただくこととなります。

個人住民税

令和元年度の個人住民税額については、6月上旬に送付する「市民税・県民税納税通知書」にて通知します。(給与もしくは公的年金から個人住民税が天引きされる方は「特別徴収(※1) 税額の決定通知書」にて通知します。なお、給与から個人住民税が天引きされる方につきましては、「特別徴収額の決定通知書」をお渡ししております。配付時期につきましてはは勤務先にお問合わせください。)

※1 特別徴収・・・給与支払者または年金支払者が個人住民税を給与または年金から差し引いて納める方法

計算方法
個人住民税には、一定の所得金額を超える方に定額で課税される「均等割」と、所得

市民税・県民税 (個人住民税) = 均等割 + 所得割

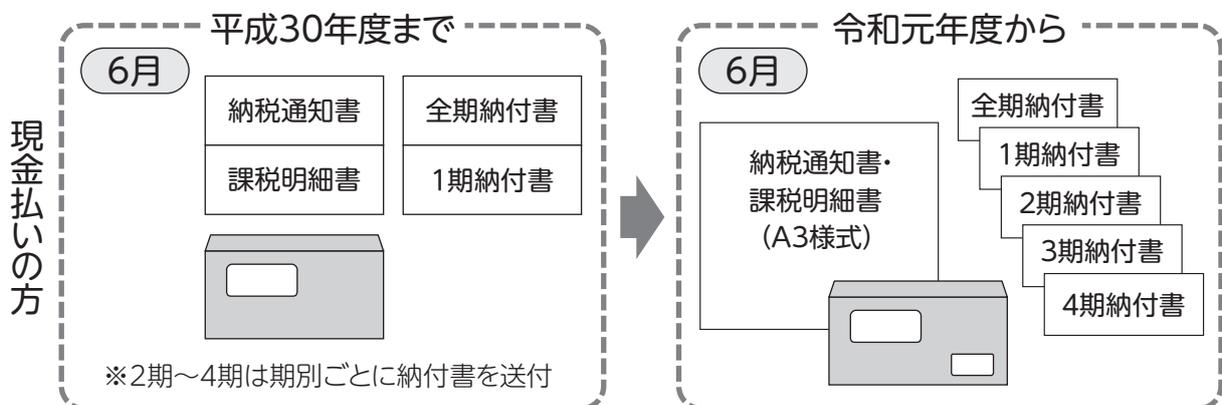
5,500円(市民税3,500円、県民税2,000円)

$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率}(\text{※2}) - \text{税額控除額等}$
※2：市民税6%、県民税4%

金額に応じて課税される「所得割」があります。個人住民税の税額は、「均等割」と「所得割」の合計額になります。

令和元年度から市民税・県民税の納付書の送付方法を変更します

令和元年度からは6月に全期と1期～4期分をまとめて送付します。従来の2期～4期の期別送付はいたしませんので、それぞれの納付書に記載された納期限まで納付書を保管していただき、各期限内に納付していただきますようお願いいたします。なお、口座振替されている方につきましては、特に変更ありません。



どなたにも課税内容を分かりやすく見ていただけるよう、平成31年度から納税通知書等の様式を変更します。 ※納税通知書については、平成表記をしています。